

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

2014年(平成26年)4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられ、また、2019年(令和元年)10月1日から一部軽減税率が適用されるものを除き、8%から10%へ引き上げられました。

消費税率の引き上げに伴い、市の歳入である地方消費税交付金についても増え、この分については、「社会保障財源化分」として市が行う社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険・保健衛生)に充てることとされており、次のとおり関連経費に充当しています。

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源化分） **580,000** 千円

(歳出)

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 **5,157,482** 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財 源				
		特 定 財 源			内 訳	
		国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市交付金）	そ の 他
社会福祉事業	798,047	578,677		9,227	42,038	168,105
高齢者福祉事業	482,038	84,481		10,141	77,501	309,915
児童福祉事業	964,424	595,961		88,235	56,059	224,169
生活保護事業	847,847	660,129		3,415	36,869	147,434
社会福祉 計	3,092,356	1,919,248		111,018	212,467	849,623
国民健康保険事業	175,088	73,477			20,327	81,284
介護保険事業	355,701	28,783			65,399	261,519
年金事業	94	94				
社会保険 計	530,883	102,354			85,726	342,803
医療関連事業	1,436,852	4,496		81,051	270,323	1,080,982
感染他疾病予防事業	79,183	9,270		20,977	9,789	39,147
健康増進対策	18,208	8,993		740	1,695	6,780
保健衛生 計	1,534,243	22,759		102,768	281,807	1,126,909
合 計	5,157,482	2,044,361		213,786	580,000	2,319,335